

議案第252号

和解について

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡地方裁判所に係属中の学校事故に係る損害賠償請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

国家賠償請求事件

2 和解の相手方

3 和解条項

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として金3,200,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、本市の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 事件の概要

- (1) 令和元年10月25日、市立[REDACTED]小学校において、卓球クラブの活動中、相手方が、同級生と卓球台を片付けようとした際、卓球台が倒れてその下敷きになり、右下腿挫滅創を負った。
- (2) 令和5年4月14日、相手方は、卓球クラブの担当教諭らが本件事故の発生を未然に防止すべき注意義務を怠ったことを理由に、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、金18,836,591円の損害賠償を求める訴えを提起した。
- (3) 本市は、卓球クラブの担当教諭らに注意義務違反は認められないことを理由に応訴していたが、令和6年10月4日、同裁判所から和解案が提示された。
- (4) 本市としては、紛争の早期解決が図られることその他の事情を勘案して、当該和解案に応じるものである。